⑹　Contact point for tender documentation : YAMANAKA Hiroshi Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年２月９日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　片岡　慎一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北陸自動車道（特定更新等）鯖江ＩＣ～福井ＩＣ間床版取替工事（その１）

⑶　工事場所　北陸自動車道
自）　福井県　鯖江市　横越町
至）　福井県　福井市　稲津町

⑷　工事内容　本工事は、特定更新事業における北陸自動車道　鯖江ＩＣ～福井ＩＣ間の下り線床版取替（浅水川第１橋、太田高架橋、足羽川橋）、下り線床版打換（太田高架橋、天王第１高架橋）、下り線塗替塗装（浅水川第１橋、太田高架橋、足羽川橋）、下り線支承取替及び鯖江ＩＣ～福井ＩＣ間の上下線の調査・設計を行うものである。

⑸　工事概算数量
床版取替‥‥‥‥‥約5.0千㎡
床版打換‥‥‥‥‥約0.5千㎡
塗替塗装‥‥‥‥‥約16.0千㎡
支承取替‥‥‥‥‥約80基
調査・設計‥‥‥‥１式

⑹　工期　契約締結日の翌日から1650日間

⑺　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査し、技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も総合評価点が高い者を落札者とする総合評価落札方式により決定する「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。この場合、契約制限価格を上回る場合は、落札者の提示した価格について、確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、環境対策を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。

⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑿　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。基本契約に含まれる内容は、特記仕様書の補足事項もしくは図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名　北陸自動車道（特定更新等）鯖江ＩＣ～福井ＩＣ間床版取替工事

②　基本契約対象工事の工事場所　北陸自動車道
自）　福井県　鯖江市　横越町
至）　福井県　福井市　稲津町

③　基本契約対象工事の工事内容工事概算数量　本工事は、特定更新事業における北陸自動車道　鯖江ＩＣ～福井ＩＣ間の上下線床版取替（浅水川第３橋、浅水川第２橋、浅水川第１橋、足羽川橋）、下り線床版取替（太田高架橋）、上下線床版打換（下河端第２橋）、下り線床版打換（太田高架橋、天王第１高架橋）、上下線塗替塗装（浅水川第３橋、浅水川第１橋、足羽川橋）、下り線塗替塗装（太田高架橋）、上下線支承取替及び上下線の調査・設計を行うものである。

④　基本契約対象工事の概算数量　基本契約対象工事概算数量
床版取替‥‥‥‥‥約11.5千㎡
床版打換‥‥‥‥‥約1.5千㎡
塗替塗装‥‥‥‥‥約32.0千㎡
支承取替‥‥‥‥‥約200基
調査・設計‥‥‥‥１式

⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結日の翌日から2,700日間

⒀　契約制限価格を上回った場合の取り扱い　本工事は、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合には見積協議方式に移行する工事である。見積協議方式とは、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、発注者の設計価格の算出方法と確認協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点の確認、単価項目の構成とその内訳根拠の有無の確認を行い、確認協議の相手方の入札価格で契約締結後、確認対象となった契約項目においては、工事施工中に施工実態を調査し、差異のあった契約項目について契約変更を実施する方式をいう。

⒁　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。